

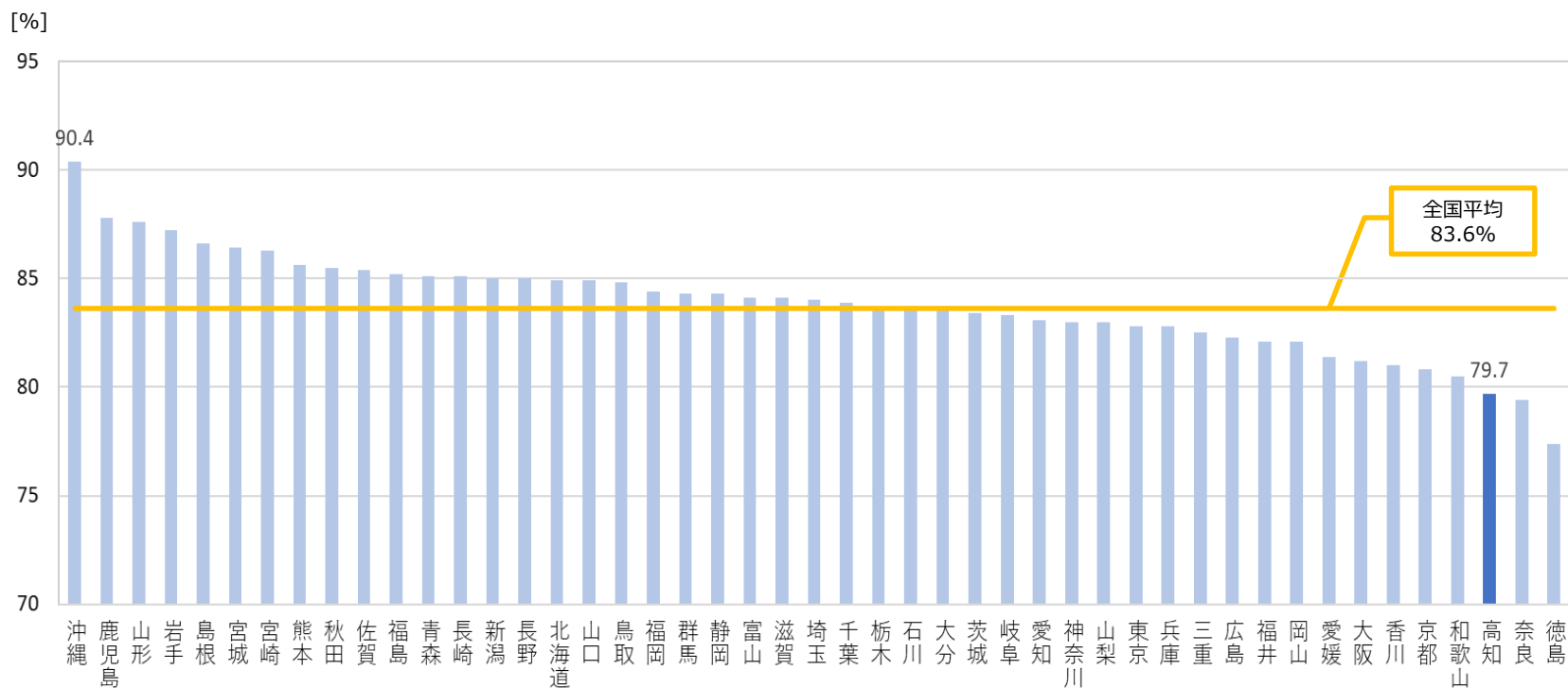
高知支部のジェネリック医薬品に係る分析資料について

(令和6年5月作成)

全国と比較した高知支部のジェネリック医薬品の使用割合



- ・全国平均との差は3.9ポイント
- ・47都道府県中、第45位

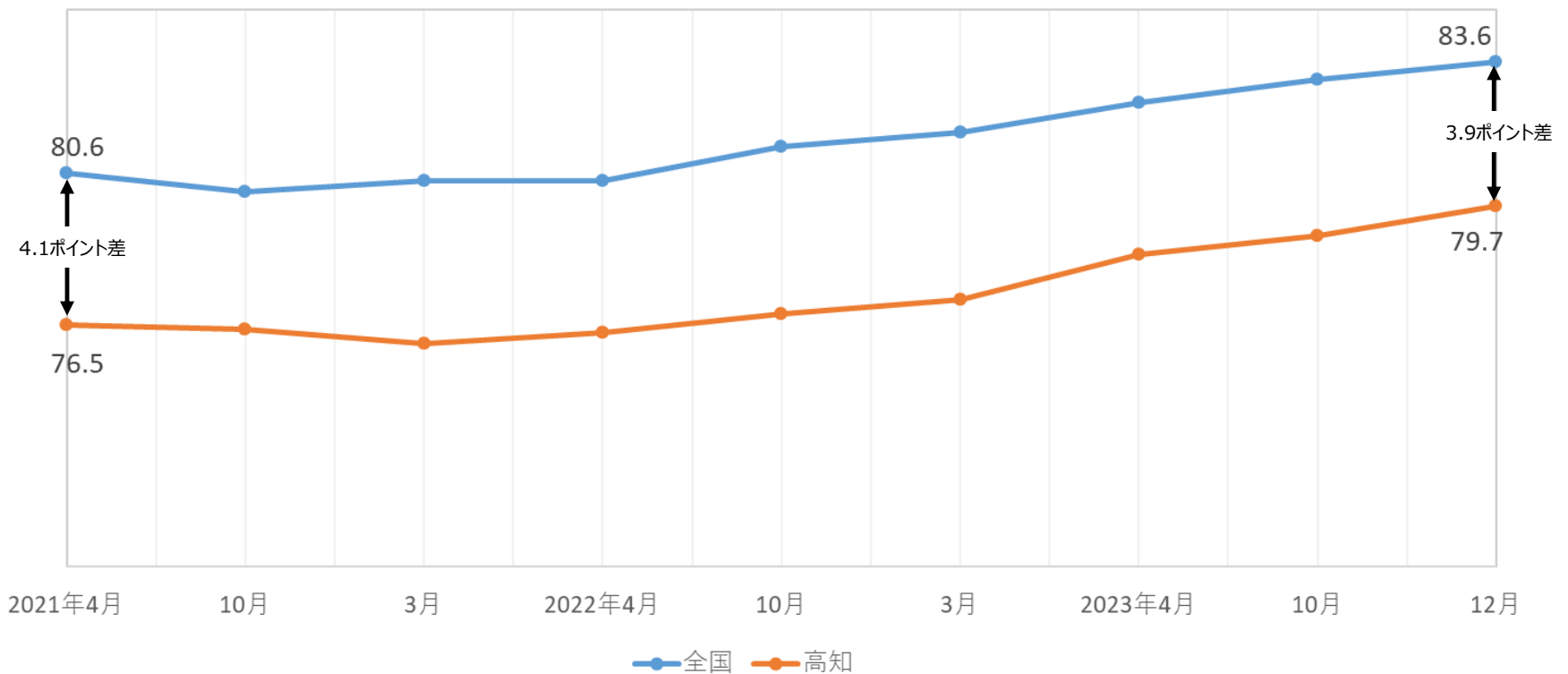


【 2023年12月診療分 】

全国平均と高知支部のジェネリック医薬品の使用割合の推移



- ・高知支部の伸び率（3.2ポイント）は全国平均の伸び率（3.0ポイント）を上回っており、全国平均との差は縮まっています。



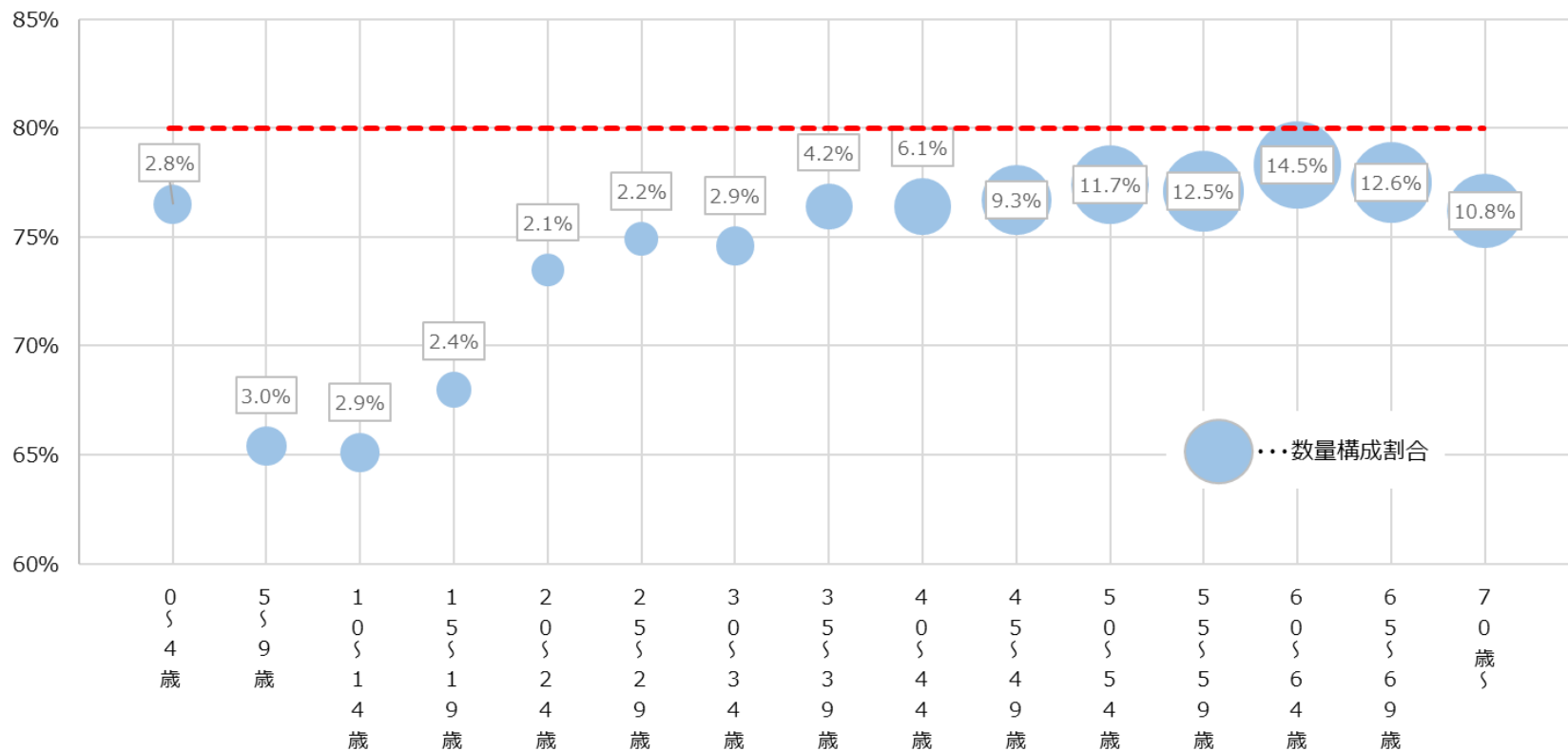
【 2023年12月診療分 】

年齢区分別の使用割合と医薬品数量構成割合



- 全ての年齢区分で、国の目標である80%に届いていません。
- 特に5～14歳の使用割合が低くなっていますが、医薬品数量構成割合※が大きい50歳以上の使用割合も80%には届いておらず、県全体の使用率に影響しています。

※医薬品数量構成割合とは、[後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]の年齢階級別構成割合である。



本資料のデータについて

- 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。
- 加入者の適用されている事業所所在地の都道府県毎に集計したものである。
- 「新指標による後発医薬品使用割合（数量ベース）」は、 $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」に基づいて設定している。なお、集計する際は、社会保険診療報酬支払基金から請求のあった前々月末日時点の情報に基づいて設定している。（月遅れレセプトも同様。）
- 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。
- 薬効分類は、「日本標準商品分類」の「中分類87-医薬品及び関連製品」に準拠して設定している。
- 医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による
- 年齢は、実際の診療年月末日時点である。
- 社会保険診療報酬支払基金から請求のあったレセプト（再審査分を除く）を集計対象とし、請求月の前々月を診療年月として表示している。（例えば、2022年3月診療で集計対象としているのは、2022年5月に社会保険診療報酬支払基金から請求のあったレセプトである。）